



山梨労働局発表
平成29年3月30日

平成28年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

山梨労働局(能坂正徳局長)では、この度、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間労働による過労死などによる労災請求があった事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、53事業場(全体の73.6%)で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち24事業場(33.3%)で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

山梨労働局では今後も、月80時間を超える残業が疑われる事業場に対する監督指導の徹底を始め、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【重点監督の結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場	72	事業場	
このうち53事業場(全体の73.6%)で労働基準関係法令違反あり。			
(2) 主な違反内容	[(1)のうち、法違反があり、是正勧告書を交付した事業場]		
① 違法な時間外休日労働があったもの	24	事業場(33.3 %)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が			
1か月当たり 80時間を超えるもの	8	事業場(33.3 %)
1か月当たり100時間を超えるもの	5	事業場(20.8 %)
1か月当たり150時間を超えるもの	3	事業場(12.5 %)
1か月当たり200時間を超えるもの	0	事業場(— %)
② 賃金不払残業があったもの	0	事業場(— %)
③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	5	事業場(6.9 %)
(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況	[(1)のうち、健康障害防止のための指導票を交付した事業場]		
① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	45	事業場(62.5 %)
うち、時間外労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの	26	事業場(57.8 %)
② 労働時間の把握方法が不適切なため指導したもの	3	事業場(4.2 %)
うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月あたり80時間を超えるもの	1	事業場(33.3 %)

*1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

*2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

平成28年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

○ 重点監督実施状況

平成28年度過重労働解消キャンペーン(11月)の間に、72事業場に対し重点監督を実施し、53事業場(全体の73.6%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが24事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが5事業場であった。

表1 重点監督実施件数等

事項 業種	重点監督実施 事業場数 (注1)	労働基準関係 法違反があっ た事業場数	主な違反内容		
			労働時間 (注2)	賃金不払残業 (注3)	健康障害 防止対策 (注4)
合計	72	53	24	—	5
製造業	17	12	8	—	—
運輸交通業	25	18	10	—	4
商業	17	14	2	—	—

(注1) 主な業種は監督指導実施事業場数が10件以上のものを計上しているため合計数とは一致しない。

(注2) 労働基準法第32条違反(36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの)の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している(計算誤り等は含まない)。

(注4) 労働安全衛生法第18条違反(衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの)、労働安全衛生法第66条違反(健康診断を行っていないもの)及び労働安全衛生法第66条の8違反(1か月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの)を計上している。

表2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10人～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
72	19 26.4%	25 34.7%	11 15.3%	11 15.3%	6 8.3%	0 0.0%

表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10人～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
72	11 15.3%	7 9.7%	6 8.3%	6 8.3%	21 29.2%	21 29.2%

2 主な健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導実施事業場のうち、45事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導 事業場数	指導事項				
	面接指導の 実施(注2)	衛生委員会に おける調査審 議の実施(注3)	月45時間以内 への削減(注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が 実施できる仕 組みの整備等 (注5)
45	1	7	19	26	0

(注1) 指導事項は重複があり得る。

(注2) 2ないし6か月で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は1か月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会を調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等をあらかじめ定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

監督指導実施事業場のうち、9事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべき措置に関する基準(労働時間適正把握基準)に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表5 労働時間適正把握に係る指導状況

指導 事業場数	指導事項					
	始業終業 時刻の確認 ・記録 (4(1))	自己申告制による場合			管理者の 責務 (4(6))	労使協議 組織の活用 (4(7))
		自己申告制 の説明 (4(3)ア)	実態調査の 実施 (4(3)ウ)	適正な申告の 阻害要因の 排除 (4(3)オ)		
3	2		1		1	

(注1) 指導事項は重複があり得る。

(注2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。なお、指導当時は「労働時間適正把握基準」に基づき指導したものであるが、内容を踏襲しているガイドラインの項目に読み替えている。

3 監督指導において把握した実態

(1) 時間外・休日労働が最長の者の実績

違法な時間外労働があった監督を実施した24事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、8事業場で80時間を、5事業場で100時間を、3事業場で150時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45時間以下	45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
2	6	8	5	3	0

(2) 労働時間の管理方法

監督を実施した72事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、5事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、19事業場でタイムカードを基礎に確認し、27事業場でICカード、IDカードで確認し、9事業場で自己申告制により確認し、22事業場でその他の方法（たとえば出勤簿）により確認し、始業・終業時刻を確認し記録していた。

表7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法			自己申告制	その他
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎		
5	19	27	9	22

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を示す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複があり得る。

【参考】前年度の「過重労働解消キャンペーン」重点監督の実施結果との比較

事項		年		
		平成27年 11月	平成28年 11月	
監督指導の 実施事業場	監督指導実施事業場	78	72	
	うち、労働基準法などの法令違反あり	48(61.5%)	53(73.6%)	
主な違反内容	1 違法な時間外・休日労働があったもの	27(34.6%)	24(33.3%)	
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	1か月当たり80時間を超えるもの	6(22.2%)	8(33.3%)
		1か月当たり100時間を超えるもの	12(44.4%)	5(20.8%)
		1か月当たり150時間を超えるもの	2(7.4%)	3(12.5%)
		1か月当たり200時間を超えるもの	1(3.7%)	0
	2 賃金不払い残業があったもの	5(6.4%)	0	
3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	15(19.2%)	5(6.9%)		
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	70(89.7%)	45(62.5%)	
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの	46(65.7%)	26(57.8%)	
	2 労働時間の把握が不適正なため指導したもの	5(6.4%)	3(4.2%)	

監督指導事例

事例1 (製造業)	<ol style="list-style-type: none">1. 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)の1日の限度時間を超えて違法な時間外労働をさせていたことに対し指導を実施2. 1か月の時間外労働が80時間超の者が2名、100時間超の者が1名(最長112時間)認められたので、専用指導文書により80時間以内にするための方策を検討し実施するよう指導
【事業場の対応】 労働時間管理の徹底等により、違法な時間外労働を行わせることなく、過重労働とならないようにした。 具体的には、①時間外労働管理について全従業員、全管理職に徹底、②労働組合との自主協定締結(特別条項規定の見直し)により「残業ゼロを基本とした時間外管理(タイムマネジメント)」を再度徹底し、月80時間を越える長期間労働をなくした。	

事例2 (運送業)	<ol style="list-style-type: none">1. 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)の特別条項の限度時間を超えて違法な時間外労働をさせていたことに対し指導を実施2. 自動車運転者の拘束時間が協定の限度を超えていたことに対し指導を実施3. 1か月の時間外労働が80時間超の者が12名、100時間超の者が3名(最長127時間)認められたので、専用指導文書により80時間以内にするための方策を検討し実施するよう指導
【事業場の対応】 時差出勤等により、時間外労働が36協定の範囲内(45時間)に収まるようにした。 トラックの運行コースの見直し等により、1日の拘束時間を1時間短縮した。 特別条項(限度時間を超過する月数の制限)遵守を徹底した。	